

放火に対する 判決！ - 西日本防災システム

2013 05 04

長野県安曇野市三郷温で2011年1月に夫婦がお亡くなりになった店舗兼住宅の火災など、2件の火災で現住建造物等放火や重過失致死などの罪に問われた静岡県下田市敷根、無職の被告(28)の裁判員裁判で、地裁松本支部は4日、求刑通り懲役20年の判決を言い渡したそうです。裁判長は、任意性が争点となっていた当初の自白について「信用できる」と認定し、被告が火災当夜に飲んだ睡眠薬などの影響は極めて限定的で「精神状態に問題はなく、完全責任能力があったと認められる」としたそうです。

裁判長は判決理由で、自白の任意性について「取り調べで虚偽の自白に追い込まれるほど著しい精神的・肉体的苦痛を受けたと疑わせる事情はない」と指摘しています。精神状態については精神鑑定をした医師の報告などを採用し、睡眠薬などの影響で心神喪失状態だったとする弁護側の主張を退けたそうです。

その上で「動機は身勝手に極めて自己中心的で、店舗兼住宅放火では就寝中の家族に危険を及ぼす恐れが高く、家族が寝静まるのを待つなど計画的で極めて悪質である」と批判し、「2人が死亡するという極めて重大な被害が生じ、犯行を否認し続けている被告への遺族の処罰感情も厳しい」と、量刑理由を述べたそうです。

被告は2件の火災当時、当時の妻や妻の父(59)らと店舗兼住宅で同居していました。判決によりますと、同居家族からの叱責に不満やストレスを募らせ、不審な事件を起こせば別居して妻と2人で暮らせるなどと考え、10年12月23日夜に斉藤さん方の車庫で乗用車の左後輪のタイヤに放火し、翌年1月8日未明には、店舗兼住宅の屋外にあった灯油タンクのバルブを開け、火を放って住宅に燃え移らせ、斉藤さんの義父母の義金(よしかね)さん当時(85)、登美子さん当時(78)夫婦を一酸化炭素中毒で死亡させました。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

